

掛布まち子議員の討論

議案第 55 号 江南市市税条例の一部改正について、

問題だと考えるのは、附則第 19 条の 4 として特定暗号資産取引に係る課税の見直しが新たに設けられている点です。

これまで、雑所得に含め総合課税とされていたものから、申告分離課税に変えるものです。さらに、特定暗号資産取引で生じた損失を翌年以後 3 年間にわたり、繰越控除を可能とする内容も含んでいます。

所得税で 5%~45%の累進課税、市県民税 10%、合計最大 55%だった税率が、分離課税に変わることによって所得税 15%、市県民税 5%、計 20%となり、損失の繰り越し控除まで加わって、特定暗号資産取引にかかる所得の多い人ほど、税負担が軽くなります。

暗号資産を多様な金融商品の一つとして投資しやすい環境にし、国民の金融資産の形成を支援するとして、税負担の軽減を狙ったものです。

しかし、暗号資産は価値の裏付けがなく、高騰と暴落を繰り返しており、一歩間違えば大きな損失を被りかねない危険をはらんでいます。税負担を軽減し国民を危うい投資ビジネスへ誘導するのではなく、むしろ規制を強化すべきものではないでしょうか。

株の譲渡所得や配当所得などもすでに申告分離課税で一律 20%です。この、株で巨額の利益を得ている大資産家ほど税負担を軽くする仕組みによって、所得が年間 1 億円を超えると、税負担率が逆に下がっていく、有名な 1 億円の壁の現象が作り出されており、不公平税制の象徴として、税収に大きな穴が開く点においても、大問題となっています。

公平な税制度の実現こそが求められます。そのためには、所得が多い人ほど負担率を高くしていく、総合課税、累進課税の採用が必要です。

特定暗号資産取引にかかる所得を、総合課税から分離課税に変えることは、別の新たな不公平税制を作り出すことになり、賛成できことを表明し反対とします。

議案第65号 令和8年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）

計上されている、システム改修委託料は、特別養護老人ホームや老人保健施設などに入所、あるいはショートステイを利用している低所得者に対して、食費や居住費の負担を軽減するために設けられている補足給付を、令和8年8月1日から切り縮め、負担増を課すためのシステム改修予算です。

「年金額の若干のプラス改定」によって、負担段階が上がらないよう、利用者負担段階第2、第3段階①の基準をわずかに見直す、良い面の改正も含まれています。

しかし第3段階の①、②の該当者に対し、食費負担を日額にして30円～60円引上げ、居住費は一部を除き、日額100円も引き上げる内容です。

例えば第3段階②の人が一日「食費60円+居住費100円」の計160円の負担増となった場合、1ヶ月で約4,800円もの痛い負担増となります。年間で見れば約57,600円。住民税非課税世帯の年金受給者にとって、この負担増は決して無視できる程度のものではありません。

この間の相次ぐ介護保険制度の改悪により補足給付の要件は厳しく制限されてきました。判定年金収入には、非課税である遺族年金や障害年金収入額まで含められ、世帯分離しても配偶者が課税されていれば、補足給付対象外となり、さらに預貯金の額まで要件に含められるようになりました。

今回の見直しで、最大月4800円もの負担増が集中する第3段階②は、住民税非課税で年金月額10万円から2万円そこそこで暮らす人たちです。補足給付を受けても特養入所によって少なくとも合計で月8万円～10万円程度の額を、すでに負担しています。ここに月4800円もの負担増となれば、入所を考えなおさざるを得ない人もでてくるのではないのでしょうか。

江南市民で現在、補足給付を受けている人のうち、食費負担増の影響を受けるのは388人、居住費負担増は269人ということが分かりましたが、補足給付対象外の第4段階の人も、全額自己負担の食費、基準日額100円の引上げの影響で、月3000円の負担増となるおそれがあります。最も安価に入居できるはずの特養にして、この負担の重さは驚くばかりです。

今回の補足給付の縮減が、要件をさらに狭める一歩となっていく恐れもあります。これ以上介護難民を出さないために、国に対し国費負担を増やすよう強く求め、反対討論とします。